

6 地理的表示保護制度登録等申請マニュアル

Q & A 一覽

6. 申請マニュアル Q&A 一覧 目次

(1) 名称 (98～)

- Q 1. 申請名称中に「商紋（屋号紋）」を含めることは可能でしょうか。
- Q 2. 申請農林水産物等の名称が動物又は植物の品種名と同一の名称の場合登録は可能ですか。
- Q 3. 一つの申請において複数の名称を申請できるのはどのような場合でしょうか。
- Q 4. 新開発の産品やこれからブランド化を行う産品は登録可能でしょうか。また、名称の使用実績は概ね 25 年間必要でしょうか。
- Q 5. 名称に含まれる地名が指し示す地理的範囲と産品の生産地とは、一致している必要がありますか。

(2) 申請区分 (101～)

- Q 6. 平成 30 年の GI 法改正によって申請区分はどのように変更されたのでしょうか。また、改正前に登録された GI 産品の区分を変更する手続は、新たに必要になるのでしょうか。
- Q 7. 申請書における「農林水産物等の区分」について、区分を複数記載できるのはどのような場合ですか。
- Q 8. 飲食可能な農林水産物や食品類は、すべて GI 法に定義される「農林水産物等」に該当しますか。
- Q 9. 食用に供されないものでも、農林水産物であれば GI 法に定義される「農林水産物等」に該当しますか。
- Q 10. 申請を考えている産品は生鮮ですが、品質保持のために冷凍・冷蔵等の行程を経て流通する場合もあることから複数の区分で申請することが必要ですか。
- Q 11. 生鮮の農林水産物の加工にあたらないとされる切断等の産品を利用するために最低限必要と認められる行為とは具体的にどのようなことですか（Q10 参照）。
- Q 12. 例えば、原材料として農産物だけでなく、調味料など他の区分に属しているものも使用して製造される加工品は、農産加工品類に区分することはできないのでしょうか。
- Q 13. 仮に申請する場合、抹茶ラテやカフェラテは、どの区分に属しますか。
- Q 14. 今回改正された区分告示には、「農林水産物等の香り、味又は色合いを疑似的に付する用途で使用される物質であって、当該物質を使用した特定農林水産物等又はその包装等に係る地理的表示又は類似等表示を使用する場合にあつては、当該物質は、当該特定農林水産物等が属する農林水産物等が属する農林水産物等が属する区分と同一の区分に属するものとみなす。」旨の記載があります。これは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。
- Q 15. 観賞用の野菜や果物等はどの区分で申請すべきでしょうか。
- Q 16. GI 法第 7 条第 4 項により申請の受付を行った旨の公示が行われた後に、公示事項（生産者団体の名称及び住所並びに代表者、当該農林水産物等の区分若しくは名称）に変更の必要が生じた時には、申請を取り下げ、再申請しなければなりませんか。

(3) 特性 (104～)

- Q 17. 高品質のものしか GI として登録できないのでしょうか。
- Q 18. 上位品質のものだけを登録することは可能でしょうか。

- Q19. 「安全性」や「安心・安全」を特性とすることができますか。
- Q20. 特性としての社会的評価としてはどのようなものが考えられますか。
- Q21. 品質基準や生産方法を変更した場合、新たに概ね 25 年の生産実績が必要でしょうか。

(4) 生産地 (105～)

- Q22. 一つの産品について、地域内にある複数の団体が共同で申請する際、生産地はどのように記載すればよいでしょうか。
- Q23. 原材料もその産地で生産される必要がありますか。
- Q24. 生産地の範囲が複数に分かれている場合（飛び地）も登録は可能ですか。また、産品の最終的な加工地が飛び地になっている場合も登録が可能ですか。
- Q25. 申請時点で生産していない生産地を含めても登録は可能ですか。
- Q26. 登録する生産地は、生産行程の最終地である必要はありますか。

(5) 生産の方法 (107～)

- Q27. 種苗法の品種登録を行っていない品種を生産方法に記載できますか。
- Q28. 共同申請において、二つの団体の間で、生産の方法の出荷基準に違いがある場合でも申請できますか。
- Q29. 伝統的な製法を継承しつつも、一部の行程を機械化するなどした場合、伝統的な生産方法として記載出来ますか。
- Q30. 生産方法を変更した場合、新たに概ね 25 年の生産実績が必要でしょうか。

(6) 生産者団体 (108～)

- Q31. 同一産品について、生産者団体が複数ある場合（使用している名称が同一で、生産地が同一又は重複・隣接関係にある場合）、①単独で申請することは可能でしょうか。②連携して申請するには、どのように申請すればよいでしょうか。
- Q32. 生産業者が、生産者団体を組織しなくても、自身の生産行程に対する「生産行程管理業務」を第三者機関に委託すれば、生産業者自身が申請者となることができますか。
- Q33. 生産業者が申請団体の間接構成員である場合において、生産業者の加入の自由は直接の構成員である特定の団体にのみあればよく、申請団体に加入の自由に関する規定はなくてもよいのでしょうか。
- Q34. 登録生産者団体の非構成員が生産したものであっても、明細書の適合性が確認された産品であれば、地理的表示及び GI マークを使用することはできますか。
- Q35. 協同組合の生産部会等が生産者団体として申請することはできますか。
- Q36. 登録生産者団体（農協、漁協など）が広域合併によって団体の名称を変更する場合にはどのような手続きが必要ですか。

(7) 生産行程管理業務 (111～)

- Q37. GI 法第 2 条第 6 項第 2 号における「必要な指導、検査その他の業務」とは何を指すのでしょうか。
- Q38. 生産行程管理業務は、全て登録生産者団体自らが行わなければならないのでしょうか。
- Q39. 第三者に生産行程管理業務を委託できるのは、どういう場合ですか。
- Q40. 生産者団体が「生産行程管理業務」の一部または全部を外部機関に委託する場合、外部機関が備え

なければならない要件は何でしょうか。

Q41. 登録産品を集荷する農協等に地理的表示や GI マークの貼付を委託することはできますか。

Q42. 地理的表示を使用することができる「登録産品を主な原材料として使用した加工品」（登録に係る特定農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、又は加工された農林水産物等）について、① どのような行為が「製造」又は「加工」に該当しますか。② 登録産品の原材料に占める割合に定めはありますか。

(8) 表示関係 (112～)

Q43. GI 産品の名称と同一又は類似若しくは誤認させる恐れのある表示（類似等表示）とはどのような表示ですか。

Q44. 地理的表示の不正使用に該当するのはどのような場合ですか。

Q45. GI 登録された名称と GI マークを表示すれば、類似の商品名を合わせて表示することは可能ですか。

Q46. 地理的表示に図形を組み合わせて使用することや、地理的表示を特殊な字体で表示することは可能ですか。

Q47. 食品表示法等に基づく原産地表示は、地理的表示の使用規制の対象となるのでしょうか。

Q48. 登録産品のカタログや広告、レストラン等におけるメニューに地理的表示や GI マークを表示することはできますか。

Q49. GI 登録を受けた農林水産物等を使用した加工品に GI マークを使用して、他の商品との差別化を図ることはできますか。

Q50. 他のロゴマーク（例：地域のご当地キャラクター）と、GI マークを組み合わせて使用することはできますか。

Q51. 地理的表示又はこれと類似する表示若しくは誤認させるおそれのある表示（類似等表示）を使用することは具体的にどのような行為を指すのでしょうか。

Q52. 登録産品に地理的表示を使用することができるのは誰ですか。

Q53. 平成 30 年の法改正によって、GI マークの使用が任意になったことから、構成員の判断に任せてもいいですか。

Q54. GI マークが使用された産品を仕入れ、小分け販売します。個々の包装にも GI マークが必要ですか。

Q55. 単色の GI マークは使用可能でしょうか。

(9) 先使用 (116～)

Q56. GI 法の先使用に該当するのはどのような場合ですか。

Q57. 改正後の G I 法において、7 年間の経過期間後も先使用が認められるのはどのような場合ですか。

Q58. G I 登録前から基準を満たさない産品に登録名称を使用していた登録生産者団体の構成員が、G I 登録後も引き続き基準を満たさない産品に登録名称を使用する場合、先使用は認められますか。

Q59. 改正後の G I 法において、先使用が認められるのはどの範囲ですか。

Q60. GI 法第 3 条第 2 項第 4 号でいう「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」とは具体的にはどのようなことを意味するのでしょうか。

(10) 商標 (117～)

Q61. 申請した産品の名称と同一又は類似の商標がすでに出願・登録されている場合の取扱いはどのようになりますか。

- Q62. GI法に基づき産品が登録された後に、出願し登録となった当該産品の名称と同一又は類似の商標（当該産品の名称を表す文字を含む結合商標等）を使用する場合はどのような扱いになるのでしょうか。
- Q63. GI法第3条第2項第2号の「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をもって当該出願に係る商標の使用をする目的で行われたものを除く」とは、どのような場合でしょうか。
- Q64. Q59（3条2項2号に関するもの）のような場合、当該商標登録出願が特許庁により拒絶される可能性はないのでしょうか。
- Q65. 申請する名称と同一又は類似する商標について、申請者自らがその商標権者である場合でも商標権者等の承諾を証明する書面（承諾書）の提出は必要でしょうか。
- Q66. 申請しようとしている名称と登録商標に含まれている文字部分等が同一又は類似かどうかの判断のポイントは。
- Q67. 地理的表示に係る登録生産者団体の構成員であり、かつ、当該産品の名称と同一又は類似の商標を自ら登録しているため、産品の品質に応じてGI法に基づき登録された産品の名称の表示（地理的表示）と商標権に基づく表示を使い分けたいと考えています。GI法に基づき登録された産品の基準を満たすものには地理的表示とGIマークを使用し、基準を満たさないものには商標を使用するという使い分けをすることはできますか。

(11) その他

(120～)

- Q68. 日本のGI制度において登録されたら海外でも保護されるのでしょうか。
- Q69. 海外から地理的表示が使用された模倣品（登録基準を満たさない農林水産物等）が輸入された場合は、取締りの対象となりますか。

6. 申請マニュアルQ & A一覧

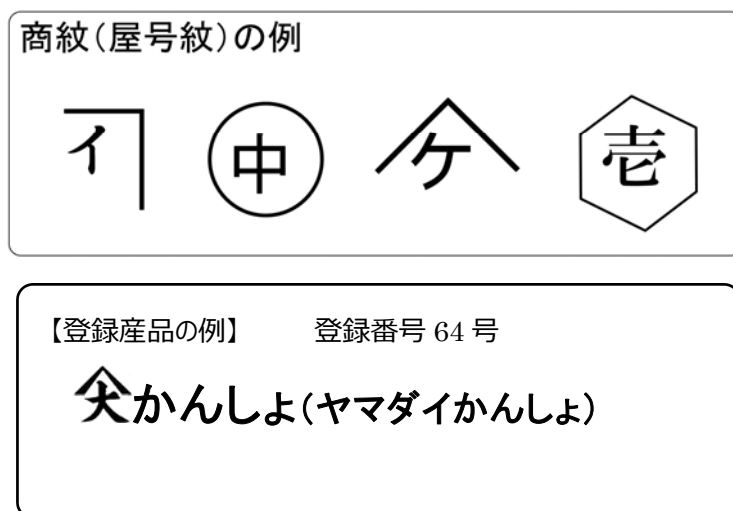
(1) 名称

Q 1. 申請名称中に「商紋（屋号紋）」を含めることは可能でしょうか。

A 1. 可能です。

平成 31 年に GI 法施行規則が改正され、その第 1 条において、GI 法第 2 条第 3 項に規定する「地理的表示には、文字、図形若しくは記号又はこれらの結合により表記された特定農林水産物等の名称の表示であって、当該名称を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものを含む」と明記されました。

そのため、特定の「屋号紋」が伝統的に特定の呼び名（名称）として扱われており、需要者にも広く認識されているという客観的事実がある場合には、登録の可能性はあると考えます。



Q 2. 申請農林水産物等の名称が動物又は植物の品種名と同一の名称の場合登録は可能ですか。

A 2. 申請農林水産物等の名称が、動物又は植物の品種名と同一又は類似の名称であって、申請農林水産物等の生産地について需要者に誤認を生じさせるおそれがあるものは登録できません。

具体的には、①当該種苗等の名称が、既に地域で定着している農林水産物等の名称に由来するのか、②種苗会社等が品種開発を行い、当該品種名称が農林水産物等の名称として定着したのかといった点を考慮して判断され、②の場合は登録できないこととなります（審査要領別添 3 名称審査基準参照）。

Q3. 一つの申請において複数の名称を申請できるのはどのような場合でしょうか。

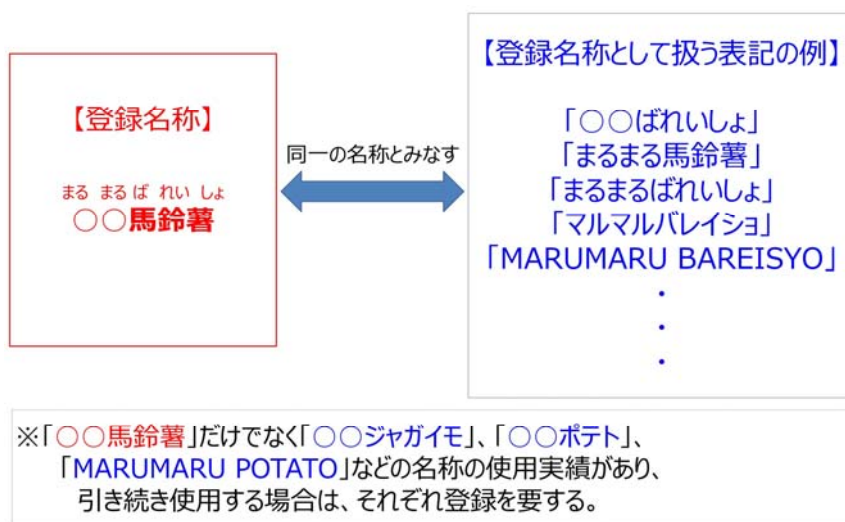
A3. 一つの農林水産物等について、同一のものとして需要者に広く認知されている名称が複数存在する場合は、複数の名称で申請することが可能です。例えば、「○○ビーフ」について、「○○肉」や「○○牛」を併せて申請するケース等が想定されます。

なお、社会通念上同一と見なされる名称の表示については規制の対象となるため、複数の名称を申請する必要はありません。社会通念上同一とみなされる表示には、登録名称の音を平仮名、片仮名、訓令式若しくはヘボン式ローマ字又は通例用いられる漢字を用いて表示したものや、異体字、旧字体、旧仮名づかいなどを使用した表示、外国語に翻訳した名称の表示も含まれます（GI 法施行規則第2条及び第3条参照）。

したがって、仮に「東京りんご」が GI 登録された場合、「とうきょうりんご」、「東京リンゴ」、「東京林檎」、「Tokyo Apple」等の名称も自動的に保護されるため、あえて申請書に記載する必要はありませんが、我が国の GI 法の効力が及ぶのは日本国内に限られるため、輸出を行っているあるいはその検討をされている状況にあるのであれば、「Tokyo Apple」のようなその製品の翻訳名称（輸出に用いる予定の名称）も併せて申請書に記載することは考えられます。

なお、我が国の GI 法では、名称から製品が特定できることが登録の要件の一つとなっているため、使用実績の無い外国語名称は登録できませんが、英語については、広く使用されている実態に鑑み、使用実績の如何を問わず、申請可能という取扱としています。

また、上述の通り、申請書に記載せずとも我が国国内では名称をローマ字に変換した表記も保護されますが、海外の市場においては日本語で表記された「○○ばれいしょ」の発音が「マルマルバレイシヨ」であることが認知されていない可能性が考えられます。そのため、GI 名称の適切な保護のみならず、第三者が海外で「Marumaru Bareisyo」という商標を出願し、その登録をすることへの抑止力を持たせるという観点からも、その読みをアルファベットで表記した「Marumaru Bareisyo」も併せて申請することが望ましいと考えます。



Q 4. 新開発の産品やこれからブランド化を行う産品は登録可能でしょうか。また、名称の使用実績は概ね 25 年間必要でしょうか。

A 4. 登録できる産品は、特性を有した状態で概ね 25 年以上の生産実績が必要ですので、これから開発される産品は対象となりません。

また、登録される産品はその名称から当該産品が特定できなければならないので、これからブランド化を行うような、現時点で使用実績がない名称も登録の対象とはなりません。

名称の使用実績については、審査要領別添 3 の名称審査基準において、申請農林水産物等の名称は、申請農林水産物等の名称として使用されてきた名称であって GI 法第 2 条第 2 項各号に掲げる事項を特定できる名称であれば足るとされています。

これは当該名称の使用実績が必要である旨を規定したのですが、需要者等が当該名称から申請農林水産物等の生産地・特性を特定できればよく、当該名称の使用期間に特定の基準を要求しているわけではありません。

Q 5. 名称に含まれる地名が指し示す地理的範囲と産品の生産地とは、一致している必要がありますか。

A 5. 地名を含む名称の場合、その地名が指し示す地理的範囲と産品の生産地とは、必ずしも、一致している必要はありませんが、この場合でも産品の生産地を特定することができない名称は使用出来ません。

登録産品の生産地の例

	名称が示す地理的範囲より 生産地が広いケース	名称が示す地理的範囲より 生産地が狭いケース
産品名	三輪素麺	みやぎサーモン
名称が示す 地理的範囲	奈良県桜井市三輪地区	宮城県
生産地	奈良県	宮城県石巻市・女川町・南三陸町 ・気仙沼市

(2) 申請区分

Q 6. 平成 30 年の GI 法改正によって申請区分はどのように変更されたのでしょうか。また、改正前に登録された GI 製品の区分を変更する手続は、新たに必要になるのでしょうか。

A 6. これまでの GI 法の区分は、事業者になじみが深い J A S 制度等を勘案し定められていましたが、事業者から区分がわかりづらいといった声もあったこと、平成 31 年 2 月から GI の相互保護を開始する E U の区分と比べて細分化されすぎていることから、国際的な基準（ニース商品分類）、製品の生産・流通の実態を勘案の上、区分数を 42 区分から 22 区分へと見直すこと等を内容とする区分告示の改正を平成 31 年 1 月に行いました（平成 31 年 2 月 1 日施行）。

なお、改正後の区分告示の附則において、改正前の区分告示に基づく区分が、改正後の区分告示のどの区分にあたりとみなすのかを表により示していますので、登録生産者団体の方が区分の変更等の手続を行う必要はありません。

Q 7. 申請書における「農林水産物等の区分」について、区分を複数記載できるのはどのような場合ですか。

A 7. 申請書には特定の区分に属する製品の特性を記載することとなるので、一つの申請では、一つの農林水産物等の区分を記載することとなります。

ただし、以下の要件に全て該当する場合には、複数の区分を記載できます。

- ・ いずれの区分においても同一の名称であるとき
- ・ 申請区分に依存しない、一貫した特性を有していると認められる場合であって、需要者に一体の農林水産物等として認知されているとき

(登録製品の例) ※旧区分

【登録番号 61 号 対州そば】

第 1 類 穀物類 そば

第 14 類 粉類 雑穀粉（そば粉）

そばの実、そば粉は形態が異なるが、どちらも「対州そば」の名称で流通しています。

【登録番号 69 号 越前がに】

第 12 類 その他水産動物類 ずわいがに

第 24 類 加工魚介類 その他第 1 号から前号までに掲げるもの以外の加工魚介類（ゆでずわいがに）

「越前がに」は、塩ゆでされて流通されるのが一般的であり、特性が大きくかわるものではないと判断されたため、GI として保護される区分には生鮮だけでなく加工魚介類も追加しています。

Q 8. 飲食可能な農林水産物や食品類は、すべて GI 法に定義される「農林水産物等」に該当しますか。

A 8. GI 法において定義される「農林水産物等」では、酒税法第 2 条第 1 項に規定する酒類や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する医薬品、同条第 2 項に規定する医薬部外品、同条第 3 項に規定する化粧品及び同条第 9 項に規定する再生医療等製品に該当するものは除かれています。

例えば、酒税法の対象となっている「みりん」は、GI 法の「農林水産物等」からは除外されますが、酒税法の対象とならない「みりん風調味料」は GI 法の「農林水産物等」に該当します。

Q 9. 食用に供されないものでも、農林水産物であれば GI 法に定義される「農林水産物等」に該当しますか。

A 9. GI 法に定める「農林水産物等」のうち食用に供されない農林水産物等については、GI 法施行令に定めがあるもののみが対象となります。

具体的には、同令第 1 条では、食用に供されない農林水産物等として観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚及び真珠が定められ、同令第 2 条では、食用に供されない農林水産物等を原材料とする製品等として、飼料、漆、竹材、精油、木炭、木材、畳表及び生糸が定められています。それ以外のものは、GI 法に定める「農林水産物等」には該当しません。

Q 10. 申請を考えている商品は生鮮ですが、品質保持のために冷凍・冷蔵等の行程を経て流通する場合もあることから複数の区分で申請することが必要ですか。

A 10. 「製造」とは、原料として使用したものと本質的に異なるものを作り出すことを指し、「加工」とは、材料の特性は保持させつつ、新しい属性を付加することを指します。ここでいう「加工」には、特定農林水産物等の特性が維持され、本質的な変更を来していないものは含みません。

従って、GI の区分において、生鮮の農林水産物には、専ら商品の品質保持のために行われる行為（冷蔵・冷凍等）、商品の利用のために最低限必要と認められる行為（切断等）が行われたものも含まれません。

また、小売・外食の現場において当該商品を利用するため熱処理されたものも、原則として加工に該当しないものとして取り扱って差し支えないものと判断されます。なお、「加工」に該当するか否かは個々の特定農林水産物等の特性により判断される面もあるため、特性によっては異なる区分に属するものとして「加工」に該当すると判断されることもあります。

申請農林水産物等が流通・小売過程で複数の形態をとる場合であって、同一の名称かつ一貫した特性を有しており、流通・小売過程の需用者等において一体の農林水産物等として認知されている場合には複数区分で申請することは可能とされています（Q 7 参照）。

Q 11. 生鮮の農林水産物の加工にあたらないとされる切断等の商品を利用するために最低限必要と認められる行為とは具体的にどのようなことですか（Q10 参照）。

A 11. 例えば、畜産物にあつては肉の薄切りや挽肉にする行為、水産物にあつては魚の三枚下ろしや刺身にする行為が含まれます。

Q 12. 例えば、原材料として農産物だけでなく、調味料など他の区分に属しているものも使用して製造される加工品は、農産加工品類に区分することはできないのでしょうか。

A 12. 農産加工品類、畜産加工品類及び水産加工品類は、それぞれ農産物類、畜産物類及び水産物類に属する農林水産物を主な原材料として加工・製造したものが該当します。したがって、主たる原材料が農産

物類に属するものならば、他類に属するものが複合して原材料として使用されているものでも農産加工品類に属します。例えば、小豆（農産物類）と砂糖（調味料類）から製造される「あん」については、農産加工品類に該当します。

Q13. 仮に申請する場合、抹茶ラテやカフェラテは、どの区分に属しますか。

A13. 産品の種類により属する区分が異なります。例えば、コーヒー飲料であれば農産加工品類、乳飲料であれば畜産加工品類に区分されます。なお、特定農林水産物等に抹茶（農産加工品類）が登録されている場合には、抹茶を原料に製造された乳飲料「抹茶ラテ」（畜産加工品類）は、抹茶（農産加工品類）を主な原料とした製造品であるため、この飲料に当該特定農林水産物等の地理的表示やその類似等表示を行えば、GI 法第 3 条の規定による規制の対象に含まれることになります。

Q14. 今回改正された区分告示には、「農林水産物等の香り、味又は色合いを疑似的に付する用途で使用される物質であって、当該物質を使用した特定農林水産物等又はその包装等に係る地理的表示又は類似等表示を使用する場合にあっては、当該物質は、当該特定農林水産物等が属する農林水産物等が属する農林水産物等が属する区分と同一の区分に属するものとみなす。」旨の記載があります。これは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。

A14. 例えば、「メロンの果汁を使っていないにもかかわらずメロンの香りを付すことができる香料」を使って製造されたメロン風味のゼリーに、GI 登録された産品である「〇〇メロン」（農産物類）の名称を使用して「〇〇メロン風ゼリー」として販売された場合、その製造の際に使用された当該香料を「〇〇メロン」と同じ農産物類に属するものとみなします。当該香料を使って製造されたメロン風味のゼリーは、農産物類に属するものを主な原材料とした製造品となるため、当該製造品に「〇〇メロン」やその類似表示を行えば、GI 法第 3 条の規定による規制の対象に含まれることになります。

Q15. 観賞用の野菜や果物等はどの区分で申請すべきでしょうか。

A15. 野菜や果物等であり、食用に供されることもあるが、主に観賞用に利用される場合は、「第 1 類 農産物類」と「第 12 類 観賞用の植物類」の複数の区分で申請してください。（改正区分の場合）

Q16. GI 法第 7 条第 4 項により申請の受付を行った旨の公示が行われた後に、公示事項（生産者団体の名称及び住所並びに代表者、当該農林水産物等の区分若しくは名称）に変更の必要が生じた時には、申請を取り下げ、再申請しなければなりませんか。

A16. 変更の内容によります。生産者団体の代表者を変更した場合は、補正することができますが、生産者団体自体が変更になる場合や、名称の変更や追加・削除の場合には、いったん申請を取り下げた後、再申請する必要があります。

その他の変更は、改正 GI 法 8 条の公示の際に、変更後の内容で公示されることになります。

(3) 特性

Q17. 高品質のものしか GI として登録できないのでしょうか。

A17. GI 法上、特性とは、品質、社会的評価その他の確立した特性をいうとされています。ここでいう品質、社会的評価は例示であって、同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴として客観的に説明でき、かつ、当該特性が製品の生産地に主として帰せられるものであれば、品質、社会的評価でなくとも総合的に判断して特性となり得ます。このため、同一種の製品のうち、高品質なものしか登録できないわけではありません。

なお、製品の特性が、申請農林水産物等の一部である特級品の評価しか表さず、申請農林水産物等全体に係る特性でない場合には、そのような特性は特定農林水産物等の特性とはいえません。

Q18. 上位品質のものだけを登録することは可能でしょうか。

A18. Q17 を参照してください。

Q19. 「安全性」や「安心・安全」を特性とすることができますか。

A19. 食用農林水産物等の場合、食用に供することができる程度に安全であることは当然ですので、それ自体は特性とはなりません。しかしながら、例えば、科学的データ等により、同種の農林水産物等と比較して明らかに雑菌数が少なく、それが生産の方法や生産地の有する自然的・人的要因によるものであると疎明でき、かつ、そのような特徴を有した状態で概ね 25 年間の生産実績があれば特性と評価できる可能性はあります。

ただし、単に、農薬や食品添加物を使用しない、または、使用量を低減したことにより、当該残留物が少ないというのは、製品と生産地の結び付きを説明するものではないため、差別化された特徴には該当しません。

同様の理由で、法令等を遵守した結果発現する特徴も差別化された特徴には当たりません。（「法令が定める使用基準を遵守しているため、安全性が高い〇〇である。」といった表現は特性とは扱われません）。ただし、地域を挙げて、そのような取組を行い、それにより社会的評価が高まり取引価格が上昇したといったケースであれば、特性としての「社会的評価」となり得ますが、その特性を有した状態で概ね 25 年間の生産実績が必要です。

Q20. 特性としての社会的評価としてはどのようなものが考えられますか。

A20. 特性としての社会的評価というためには、過去にニュースで取り上げられたことがあるといった一時的なものでは不十分であり、需要者に申請製品の産地や品質等が評価され、その評価が確立しているといえる根拠が必要です。

社会的評価の説明として考えられるものとしては、①全国規模の品評会（当該品評会自体の評価が確立していることが必要）における複数回の表彰歴（専ら製品の品質について審査するものや受賞理由において、製品の品質が評価されているものがある場合）、②中央卸売市場等の関係者による評価（同種の製品との比較）がある場合、③同種製品の発祥の地であるといった歴史的評価がある場合、④地元で消

費されてしまうため全国的な評価はないが、地元百貨店のお中元・お歳暮の定番商品として長年定着しているなど、地域を代表する産品であるとの評価がある場合等が考えられます。

Q21. 品質基準や生産方法を変更した場合、新たに概ね 25 年の生産実績が必要でしょうか。

A21. 品質基準等を緩和することにより、それまでの特性の説明を満たさない産品が含まれることになる場合には基準緩和の時点から概ね 25 年間の生産実績が必要です。

なお、特性に直接関係のない変化・変更の場合や、変化・変更の後も特性を十分に満たしているような場合（より厳しい品質基準に移行した場合）は、従前の特性は引き継がれていると考えられるため問題ありません。

（４）生産地

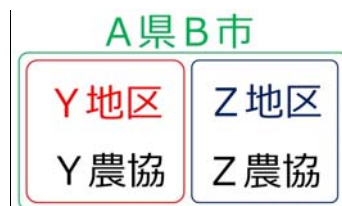
Q22. 一つの産品について、地域内にある複数の団体が共同で申請する際、生産地はどのように記載すればよいでしょうか。

A22. 下図のように、一つの産品の生産地域（A 県 B 市）において、複数の団体が存在し、隣接しているなどそれぞれの地域に重複がない場合、生産地の範囲については、次のとおり記載することが可能です。

【申請書】「生産地の範囲：A 県 B 市」

【Y 農協が作成する明細書】「生産地の範囲：A 県 B 市 Y 地区」

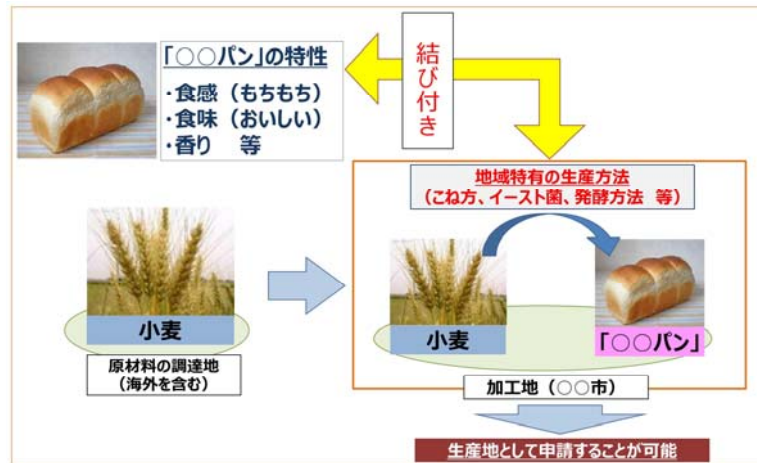
【Z 農協が作成する明細書】「生産地の範囲：A 県 B 市 Z 地区」



Q23. 原材料もその産地で生産される必要がありますか。

A23. その必要はありません。登録可能な産品は「生産」されたものである必要がありますが、GI 法上「生産」とは、産品が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、産品に特性を付与又は当該特性を保持するために行われる行為をいいます。

そのため、例えば、原料を加工することにより産品の特性が付与又は保持されるのであれば、当該加工地が生産地となり、原材料の原産地は問いません。



Q24. 生産地の範囲が複数に分かれている場合（飛び地）も登録は可能ですか。また、製品の最終的な加工地が飛び地になっている場合も登録が可能ですか。

A24. 生産地の範囲は、生産が行われている範囲、特性に結び付く自然的条件を有する地域の範囲、生産業者の所在地の範囲等を総合的に考慮するものとされています（審査要領別添4 農林水産物等審査基準第1参照）。そのため、飛び地であってもそれが生産地の範囲として適切であるとの説明ができるのであれば登録は可能です。

Q25. 申請時点で生産していない生産地を含めても登録は可能ですか。

A25. 生産地の範囲として適切であるとの説明ができるのであれば、申請時点での生産の実態にかかわらず登録は可能です。

Q26. 登録する生産地は、生産行程の最終地である必要はありますか。

A26. GI 法における「生産」とは、産品に特性を付与又は保持する行為であるため、特性に無関係である行為を行う地域を生産地として記載する必要はありません。

具体的には、伝統的な製法が特性である加工品について、加工終了後に、別の地域で最終包装が行われたとしても、生産地として記載する必要はありません。但し、そのような行程も生産行程の一部なので、生産行程管理業務規程には記載する必要があります。

(5) 生産の方法

Q27. 種苗法の品種登録を行っていない品種を生産方法に記載できますか。

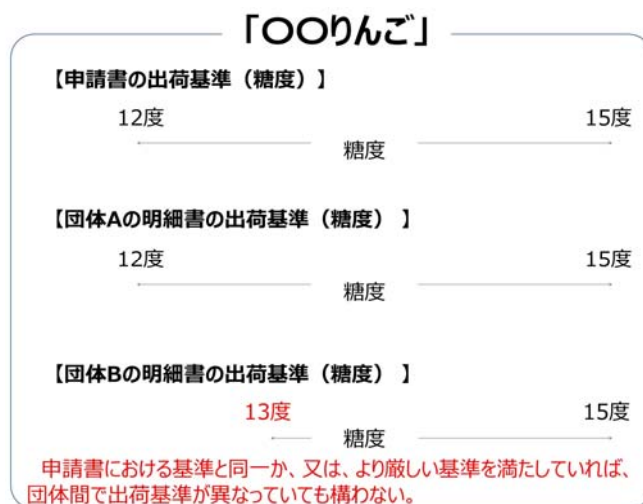
A27. 種苗法に基づく品種登録がなされていなくても、同法第2条の品種の定義を満たしていれば、「品種」として記載することが可能です。

【種苗法 第2条】

第2項 この法律において、「品種」とは、重要な形質に係る特性（以下単に「特性」という。）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう。

Q28. 共同申請において、二つの団体の間で、生産の方法の出荷基準に違いがある場合でも申請できますか。

A28. 共同申請において、団体間の出荷基準に違いがある場合であっても、各団体が作成する明細書における出荷基準が、申請書における出荷基準と同一又はより厳しい基準となっているのであれば問題ありません。



Q29. 伝統的な製法を継承しつつも、一部の行程を機械化するなどした場合、伝統的な生産方法として記載出来ますか。

A29. 行程を変更しても産品の特性に差が生じていないことを客観的に説明できるのであれば記載できます。なお、特性に差異が生じていないとは、単に科学的な成分が同じということのみではなく、社会的評価や地域との結び付きなども含めて総合的に判断されます。

Q30. 生産方法を変更した場合、新たに概ね25年の生産実績が必要でしょうか。

A30. 産品の特性に差が生じていないことを客観的に説明できるのであれば、必ずしも25年経過している必要はありません（Q21、Q29参照）。

(6) 生産者団体

Q31. 同一製品について、生産者団体が複数ある場合（使用している名称が同一で、生産地が同一又は重複・隣接関係にある場合）、①単独で申請することは可能でしょうか。②連携して申請するには、どのように申請すればよいでしょうか。

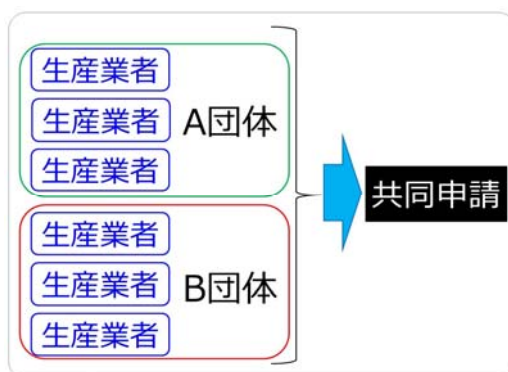
A31.

- ① 同一製品について、生産者団体が地域の生産業者全てを網羅していない場合、名称が同一であるにもかかわらず特性が異なる製品が複数流通し、その名称から当該製品を特定できないおそれがあることから、生産シェアや流通の実態等を踏まえて審査され、場合によっては、登録の拒否や留保付登録となることもあり得ます。
- ② 複数の生産者団体が連携して申請する方法については、いくつかの方法がありますので、各生産者団体の実態などを考慮して選択してください。

* A 団体、B 団体の 2 つの生産者団体が存在する場合

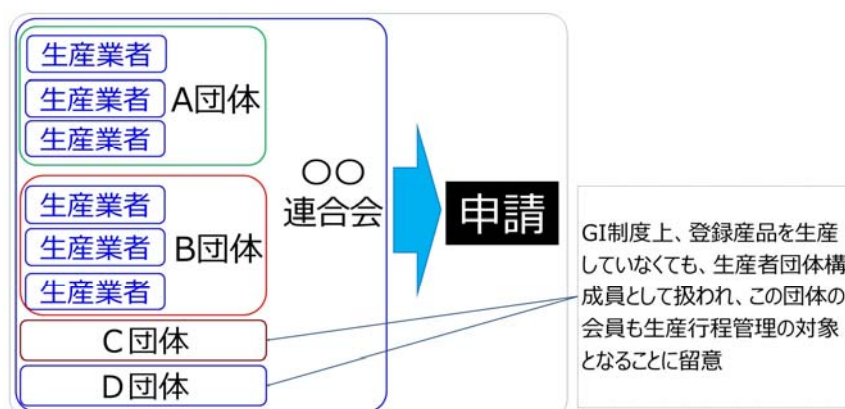
1) A 団体、B 団体が共同で申請する

「明細書」は、A 団体と B 団体それぞれが作成する。生産の地域、生産の方法に違いがある場合は、異なる箇所を「明細書」に明記する。

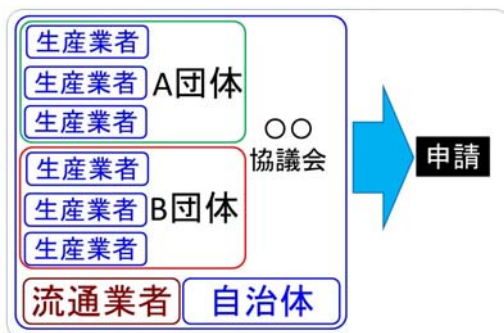


2) A 団体、B 団体を構成員とする団体が申請する（連合会、中央会等の上部団体が申請するケース）

連合会等の組織でも申請が可能ですが、基準を満たさない製品には、同一又は類似の名称を使用できなくなることから、登録製品に関係のない構成員が多数存在する場合は注意が必要です。制度上、生産者団体の構成員は全て「生産行程管理」の対象とみなされるため、生産地域の範囲との兼ね合い等を考慮して検討し、場合によっては、登録製品の生産に関係する団体を中心に新たに協議会等を組織する方が好ましい場合もあります。



3) A 団体、B 団体を構成員とする新たな団体を組織し申請（例：法人格を持たない協議会）

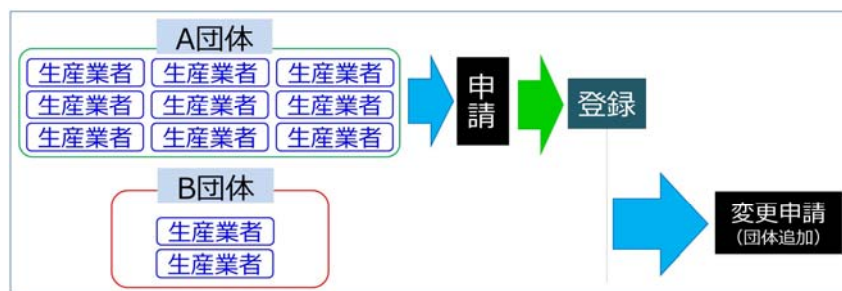


4) 共同申請とせず、生産者団体を追加する変更の登録による個別申請

複数の団体が存在する場合、共同申請等により全ての団体が申請生産者団体となることが望ましいですが、A 団体、B 団体が共同して申請することが困難な場合、先行的にある程度のシェア等を有する一方の団体のみで申請し、登録された後、もう一方の団体が当該登録について、団体を追加する「変更の登録」申請を行うことが可能です。

例えば、知的財産保護の観点から申請を急ぎたいが、一部の団体において、生産行程管理業務の構築が進んでおらず、それを待っていると全体の申請が遅れてしまうケースではこのような手法が有効です。

なお、その場合においても、生産地・生産の方法・特性その他申請農林水産物等を特定するために必要な事項について、A 団体と B 団体が合意形成を図っておくことが大事です。



Q32. 生産業者が、生産者団体を組織しなくても、自身の生産行程に対する「生産行程管理業務」を第三者機関に委託すれば、生産業者自身が申請者となることができますか。

A32. できません。申請者は生産業者を直接又は間接の構成員とする団体であることが必要です。そのため、特定の企業等の生産業者が申請主体となることは認めていません。

Q33. 生産業者が申請団体の間接構成員である場合において、生産業者の加入の自由は直接の構成員である特定の団体にのみあればよく、申請団体に加入の自由に関する規定はなくてもよいのでしょうか。

A33. GI 法では、生産者団体は、正当な理由がないのに構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないとされています。

そのため、申請団体の直接の構成員は団体に限るとされている場合、直接構成員として団体が追加で加入できる旨の規定は必要ですが、個人の資格で直接の構成員となることを禁じることは現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付すことにはならないため問題ありません。

Q34. 登録生産者団体の非構成員が生産したものであっても、明細書の適合性が確認された製品であれば、地理的表示及び GI マークを使用することはできますか。

A34. 非構成員が生産したものに地理的表示及び GI マークを使用することはできません。

GI 法では、登録された製品に地理的表示や GI マークを使用することを規制していますが、製品の区分や特性、名称だけでなくその生産者団体も登録対象です（GI 法第 12 条第 2 項）。

このように生産者団体を登録対象としているのは、登録された製品が登録された内容に従った品質を維持しているかどうかを確認する過程である生産行程管理業務を行う義務が登録されている生産者団体にあるとされているためです（GI 法第 2 条第 6 項）。

そのため、仮に登録生産者団体の非構成員が生産する製品の品質が、登録生産者団体の構成員が生産する製品の品質と遜色ないものだとしても、その品質が登録後きちんと維持・管理されていることを確認する手段がないため、登録生産者団体の非構成員が生産した製品に地理的表示や GI マークを使用することはできません。

そのような製品に地理的表示や GI マークを使用するためには、当該非構成員が、登録生産者団体の構成員として加入するか、新たな生産者団体を組織して別団体として追加登録を受けるといったやり方が考えられます。

Q35. 協同組合の生産部会等が生産者団体として申請することはできますか。

A35. 生産部会等が生産者団体として独立していない内部組織の場合は、協同組合で申請を行ってください。

協同組合とは独立した団体と見なせる場合であっても、生産行程管理業務の公正な実施を確保するために必要な体制が確保されており、生産行程管理業務を安定的かつ継続的に行うに足りる経理的基礎が確保されていることが必要です。協同組合として申請した上で、その生産行程管理業務の一部事務を生産部会に委託することは可能です（Q38 参照）。

Q36. 登録生産者団体（農協、漁協など）が広域合併によって団体の名称を変更する場合にはどのような手続きが必要ですか。

A36. 広域合併によって単に団体の名称が変更するだけの場合については、GI 法第 17 条の変更の届出を行って下さい。

株式会社等の場合と異なり、農協の合併に関しては、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）上、「行政庁の認可」が必要なため（同法第 65 条第 2 項）、経理的基礎等がチェックされることになっており（同法第 60 条及び第 65 条第 3 項）、生産者団体としての適確性は引き続き確保されていると考えられます。なお、合併後の団体が生産行程管理をできない状態になった場合には、GI 法第 21 条第 3 号による措置命令の対象となる可能性があります。

(7) 生産行程管理業務

Q37. GI 法第 2 条第 6 項第 2 号における「必要な指導、検査その他の業務」とは何を指すのでしょうか。

A37. 生産者団体が行う指導、検査その他の業務とは、生産者団体が、その構成員たる生産業者の事務所、倉庫、ほ場等において、生産方法の確認や農林水産物等の検査を行うこと、特定農林水産物等に適切に地理的表示や GI マークが使用されていることについて確認を行うこと、これらを確認したことがわかる書類を適切に保管すること、生産業者に生産基準を遵守させ、並びに適切な地理的表示及び GI マークの使用方法を遵守させるために栽培又は出荷前に定期的に講習会を開催すること等をいいます。

Q38. 生産行程管理業務は、全て登録生産者団体自らが行わなければならないのでしょうか。

A38. 生産行程管理業務についてはその全部又は一部を登録生産者団体以外の第三者が行うことも可能ですが、生産行程管理業務の実施能力を有する者に委託する必要がある、生産行程管理業務規程において委託した第三者が行う内容を記載しなければなりません。なお、その場合は委託内容を明記した書類（委託契約書など）を準備してください。

また、仮に、委託した第三者が適切に生産行程管理業務を行わない場合には登録生産者団体が GI 法に基づく措置命令の対象となり、同命令に従わない場合には登録の取消しの対象となることに留意が必要です。

Q39. 第三者に生産行程管理業務を委託できるのは、どういう場合ですか。

A39. 委託の範囲について法令上特段の定めはありませんが、登録生産者団体の構成員が行う生産が、明細書に適合して行われていることを確認することができる団体等でなければなりません（GI 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ及び GI 法施行規則第 15 条参照）。なお、その場合でも登録生産者団体は第三者が実施する生産行程管理業務が適正に行われていることを検証し、最終的な生産行程管理業務の実施の責任を負います。

Q40. 生産者団体が「生産行程管理業務」の一部または全部を外部機関に委託する場合、外部機関が備えなければならない要件は何でしょうか。

A40. Q38、39 を参照してください。

Q41. 登録産品を集荷する農協等に地理的表示や GI マークの貼付を委託することはできますか。

A41. Q38、39 を参照してください。

Q42. 地理的表示を使用することができる「登録産品を主な原材料として使用した加工品」（登録に係る特定農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、又は加工された農林水産物等）について、① どのような行為が「製造」又は「加工」に該当しますか。② 登録産品の原材料に占める割合に定めはありますか

か。

A42.

- ① (2) 申請区分 Q11 を参照してください。
- ② 加工品に地理的表示を使用できるのは、登録産品が主な原材料として使用されている（当該加工品に登録産品の特性を反映させるに足りる量の登録産品が原材料として使用されている）場合です。
この「登録産品の特性を反映させるに足りる量」とは、
 - (ア) 加工品の全体重量に占める割合
 - (イ) 加工品の原材料のうち、登録産品と同一の種類の原材料に占める割合が基準となります。
 - (ア) については、加工品の種類と登録産品の性質に応じて、適切な割合は異なります。
 - (イ) については、登録産品と同一の種類の原材料のうち、半量を下回る場合であっても、特性を反映させるに足りると認められる場合は当該加工品に地理的表示を使用できる場合があります。

(8) 表示関係

Q43. GI 産品の名称と同一又は類似若しくは誤認させる恐れのある表示（類似等表示）とはどのような表示ですか。

A43. GI 法第3条第2項に規定する「類似等表示」とは、当該表示が使用された農林水産物等が GI 法第6条の登録を受けた特定農林水産物等の名称の表示と、①類似する表示、②誤認混同させる表示を指します。

①類似する表示とは、登録されている産品の名称と似ていることを意味しますが、②誤認混同させる表示とは、登録されている産品の名称と類似していない場合であっても、国旗や紋章等を組み合わせることで意図的に登録されている産品であると消費者等の誤認を誘発するものを含みます。

具体的には、下記のウからキまでについてはこれら類似等表示に該当すると考えられます。（下記のア及びイについては、地理的表示と同一の表示に該当します。）

なお、文字の構成上は地理的表示と紛らわしい表示であっても、当該表示が使用された農林水産物等が同種の農林水産物等と比較して差別化された特性を持ち、その特性と法第6条の登録を受けた特定農林水産物等の特性が各々明確に区別され、商取引上も明確に区分されるなど識別が容易であると客観的要素から需要者等が判断可能である場合や、原産地表示の一環として行われることが明らかな場合等もあることに留意が必要です。

<登録名称が「霞が関りんご」の場合>

ア 登録名称の音を平仮名、片仮名、訓令式若しくはヘボン式ローマ字又は通例用いられる漢字を相互に変換した表示

例：「霞が関りんご」、「かすみがせきりんご」、「Kasumigaseki Ringo」

イ 登録名称の前後に登録産品の生産地を含む県名等や等級などの修飾語を付した表示

例：「特選霞が関りんご」

ウ 登録名称を分断するように何らかの文字等を挿入した表示

例：「霞が関産りんご」

⇒ ただし、分断された各文字部分が十分に距離を置いて表示されている場合等、表示の構成全体として、需要者等に直ちに登録名称を思い起こさせない場合は除きます。

例：「霞が関産 りんご」

エ 全体の称呼や表示の外観から、登録名称を表したものと誤認するおそれを招く表示

例：「霞が崎りんご」……（呼称類似）実際には存在しない地名を付した場合

例：「霞が間りんご」……（外観類似）

オ 普通名称に加え括弧書きで登録産品の生産地に係る地名を付した表示

例：「りんご（霞ヶ関）」

⇒ ただし、括弧内の記載について、食品表示法その他の法律に基づき、その原産地について適切な表示を行ったものと認められる場合は除きます。

例：「りんご（霞ヶ関産）」


カ 登録名称の全部又は一部を別の言葉に翻訳した表示又はその語の音を平仮名等に変換した表示

例：「霞が関アップル」

キ アからカのほか、構成全体として登録産品を容易に想起させる表示（文字と図形の組み合わせ含む）

＜登録名称が「北海道パイナップル」の場合＞

・ パイナップルと北海道を連想させる図形とを組み合わせた表示

例：「パイナップル」

⇒ なお、外国産の場合には、当該産品の製造国の国旗、その他製造国を象徴する図形なども登録産品を容易に想起させる表示に該当する場合があることに十分留意してください。

＜登録名称が「難波ハム」の場合＞

例：「浪速の伝統ハム」

Q44. 地理的表示の不正使用に該当するのはどのような場合ですか。

A44. 不正使用（フリーライド）には、以下の場合などが該当します

- ① 本来の生産地以外で生産された同一の区分に属する農林水産物等に地理的表示が使用される場合
- ② 本来の生産地内で生産されているものの、その生産が異なる方法で行われた同一の区分に属する農林水産物等に地理的表示が使用される場合

なお、登録産品の登録以前から不正の目的なく当該登録産品の類似等表示を使用していた産品は除きます（（9）先使用の Q&A 参照）。

Q45. GI 登録された名称と GI マークを表示すれば、類似の商品名を合わせて表示することは可能ですか。

A45. 登録された製品の名称と GI マークと併せて各生産業者の屋号などを表記することは可能です。

ただし、GI 法上、登録生産者団体の構成員であっても類似等表示は使用できないとされているので、登録製品の類似名称と考えられる名称を登録製品の名称と併せて使用した場合には、その表示状況によって除去又は抹消を命じられることもあります（Q43 参照）。

Q46. 地理的表示に図形を組み合わせて使用することや、地理的表示を特殊な字体で表示することは可能ですか。

A46. 実際の表示状況によりますが、地理的表示・GI マークの他に図形を使用することや地理的表示に特殊な字体を用いることは可能です（Q43 及び Q45 参照）。

Q47 食品表示法等に基づく原産地表示は、地理的表示の使用規制の対象となるのでしょうか。

A47. 法令の規定に基づき農林水産物等の原産地を表示する場合は、原則として、地理的表示又はこれに類似する表示には該当せず、規制対象となりませんが、原産地の表示が、地理的表示であると需要者に誤認を生じさせる方法で行われる場合には規制対象となることがあります。

例えば、「○○りんご」という地理的表示が登録を受けている場合に、「産」の文字をことさら小さく表示し、「○○産りんご」として表記することなどが考えられます（Q43 参照）。

Q48. 登録製品のカタログや広告、レストラン等におけるメニューに地理的表示や GI マークを表示することはできますか。

A48. 平成 30 年 7 月の日 EU・EPA 署名を踏まえ、製品やその包装に地理的表示や GI マークを使用する場合に加え、広告等の一部サービス分野への地理的表示や GI マークの使用も規制の対象とするよう GI 法を改正しました。改正内容についても、平成 31 年 2 月 1 日から施行されています。

この改正によって、農林水産物等やその容器・包装等だけでなく、ウェブサイト、のぼり旗、外食メニュー等の広告や価格表に地理的表示や GI マークを使用することも GI 法の規制対象となりました。

一方で、この改正によって先使用期間が制限されたこと、GI マークを使用することのできない EU の製品が我が国で保護されることなどを踏まえ、GI マークについては、地理的表示と併せて使用するという義務規定を廃止し、生産者団体ごとに GI マークの使用・不使用を決められるよう規定を改正しました。

Q49. GI 登録を受けた農林水産物等を使用した加工品に GI マークを使用して、他の商品との差別化を図ることはできますか。

A49. できません。GI マークは登録された製品に使用することができるものですので、加工品として登録されていない製品に GI マークを使用することはできません。加工品に GI マークを使用したい場合は、加工品として別途申請・登録される必要があります。

Q50. 他のロゴマーク（例：地域のご当地キャラクター）と、GI マークを組み合わせ使用することはできますか。

A50. 可能です。地理的表示・GI マークを覆い隠すこと等がなければ問題ないと考えます（Q 1 参照）。

Q51. 地理的表示又はこれと類似する表示若しくは誤認させるおそれのある表示（類似等表示）を使用すると具体的などのような行為を指すのでしょうか。

A51. GI 法第 3 条及び第 4 条でいう「使用する」行為とは、GI 法第 6 条の登録を受けた特定農林水産物等やその容器・包装等、ウェブサイト、のぼり旗、外食メニュー等の広告や価格表に名称を印刷することのほか、当該名称を印刷したシール等を付すことや当該特定農林水産物等の陳列棚に当該名称を記載した値札等を置くことも含みます。

なお、登録産品に地理的表示や GI マークを使用することができるのは、原則として、GI 法第 3 条に規定する「譲渡する者、引き渡す者、譲渡若しくは引き渡しのために展示する者、輸出する者、輸入する者」に限られます。

例外的に GI 法第 3 条第 2 項各号列記事項に該当する場合は地理的表示の使用は可能ですが、GI マークは登録されている産品以外には一切使用できません。

Q52. 登録産品に地理的表示を使用することができるのは誰ですか。

A52. Q51 を参照してください。

Q53. 平成 30 年の法改正によって、GI マークの使用が任意になったことから、構成員の判断に任せてもいいですか。

A53. 登録生産者団体は、生産行程管理業務規程において、構成員である生産者の GI マークの使用ルールを定める必要があります。仮に、団体として GI マークを不使用とするのであれば、その旨を生産行程管理業務規程に記載してください（例：GI マークの使用を義務付ける；GI マークの使用に関する規定を置かない；輸出する場合にのみ使用する。）。

なお、生産行程管理規程は団体の構成員全員が遵守すべきルールですので、生産者個々の判断ではなく登録団体として GI マークの使用に関するルールを決定していただく必要があります。

Q54. GI マークが使用された産品を仕入れ、小分け販売します。個々の包装にも GI マークが必要ですか。

A54. 法改正によって、GI マークの使用は任意となりましたが、真正な産品であることを証明する GI マークを使用することが望ましいと考えます。

Q55. 単色の GI マークは使用可能でしょうか。

A55. 事業者の皆様からモノカラーの GI マークを使用したいとの要望も多かったため、平成 31 年 2 月の GI 法施行規則の改正により、背景色と対照的な色とし、GI マークが識別可能であれば単色の GI マークも使用

できることとしました。

(9) 先使用

Q56. GI 法の先使用に該当するのはどのような場合ですか。

A56. 「先使用（せんしよう）」とは、G I 法に基づく登録又は指定を受ける前から、登録又は指定される製品の名称と同一の名称の表示（地理的表示）又はその類似等表示を使用していた製品については、その使用が、不正の目的でなく、業務として反復・継続的と認められるのであれば、例外的にそれまで使用していた名称を引き続き使用することを認めるものです。この場合、その先使用品を直接又は間接に譲り受け、若しくは引き渡しを受けた者、つまり先使用品をそれまで取引されていた方が使用する場合も同様です。

ただし、先使用品を利用して新たに開発した商品に名称を使用することは認められません。また、平成 30 年の GI 法改正前は、先使用期間には、特段の定めはありませんでしたが、平成 30 年の改正後は、GI 法に基づく登録又は指定の後 7 年間に限り先使用を認め、それ以後は、原則として先使用は認めないこととされました。

なお、改正法の施行前まで国内で登録された製品の先使用品については、改正法の施行日である平成 31 年 2 月 1 日から 7 年間に限り原則として先使用を認めることとされました。この期間内に、ラベルの変更等を行って登録産品と同一又は類似でない名称に表示を改めない場合は、除去又は抹消を命じられることもあります。

Q57. 改正後の G I 法において、7 年間の経過期間後も先使用が認められるのはどのような場合ですか。

A57. 非 G I 産品であっても、登録産品と同じ生産地域内で生産された同一区分に属する農林水産物等であって、かつ、誤認を防ぐ表示（「G I 登録産品ではありません」等と明示）をしたものであれば、経過期間後も名称の使用が可能です。

これは、登録産品と生産地が同じであれば、非 GI 産品の生産者団体が将来的に G I 法に基づく登録を受けることや、既存の G I 登録団体に加入することが可能と考えられるためです。

Q58. G I 登録前から基準を満たさない産品に登録名称を使用していた登録生産者団体の構成員が、G I 登録後も引き続き基準を満たさない産品に登録名称を使用する場合、先使用は認められますか。

A58. 登録生産者団体の構成員は、生産者団体の定める生産行程管理業務規程に従う必要があります。このため、仮に登録生産者団体の構成員が登録後も基準を満たさない産品に登録名称を使用し続ける場合、登録生産者団体は生産行程管理業務の一環としてそのような生産者を是正させる義務が発生します。

そのため、登録生産者団体の構成員が登録後も基準を満たさない産品に登録名称を使用する行為は認められません。登録産品とは類似等しない名称を使用するようにして下さい。

Q59. 改正後のG I 法において、先使用が認められるのはどの範囲ですか。

A59. 先使用は、GI 法の規制に対する例外措置ですので、GI 法が規制対象としているもの（産品、容器、包装、広告、価格表、取引書類）について先使用が認められます。

なお、広告、価格表、取引書類については、電磁的方法によりその情報が伝えられる場合を含むとされていますが、これは、E-mail や、ウェブページでの情報、つまりインターネットの通販サイトやカタログ販売サイトにおいて GI 産品でないものに GI 産品の類似等表示を使用することも規制するという趣旨です。

また、GI 法上は、平成 31 年 2 月 1 日以前に登録された産品の名称を不正の目的なく広告や価格表に使用していた場合については、平成 31 年 2 月 1 日から 7 年間は先使用が認められますが、景品表示法等別途の法令の規定に抵触する可能性があることに留意が必要です（Q56 から Q58 まで参照）。

Q60. GI 法第 3 条第 2 項第 4 号でいう「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」とは具体的にはどのようなことを意味するのでしょうか。

A60. GI 法第 3 条第 2 項第 4 号でいう「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」とは、図利目的・加害目的のほか、公序良俗や信義則に反する目的一般をいいます。

具体的には、ある農林水産物等について生産、販売を行い、その後、当該農林水産物等と同一又は類似名称を有する GI 法第 6 条の登録を受けた特定農林水産物等の生産者団体に対して先使用による地理的表示の使用を止めるために高額の見返りを求める場合、生産者団体の構成員など特定農林水産物等について GI 法第 7 条に基づく申請が行われることを知り得る立場にあった者が先使用者の地位を得て当該特定農林水産物等のブランド価値に便乗する場合、GI 法第 7 条第 4 項又は第 24 条に基づく特定農林水産物等に係る公示開始後に販売等を開始したことをもって先使用者としての地位を主張する者が、当該特定農林水産物等のブランド価値に便乗する場合等は不正の目的があると判断されます。

なお、GI 法第 3 条第 2 項第 4 号は業務としての継続性を要求しているため、先使用として認められるためには、反復・継続性が必要です。

(10) 商標

Q61. 申請した産品の名称と同一又は類似の商標がすでに出願・登録されている場合の取扱いはどのようになりますか。

A61. 商標権は、登録商標を独占的に使用する権利（専用権）と他人の使用を禁止する権利（禁止権）があり、禁止権の範囲は、類似する商標、類似する指定商品又は指定役務の範囲についてまで及ぶとされます。

GI 法では、申請産品と同一又は類似する商品を指定商品又は指定役務とする申請産品の名称と同一又は類似の登録商標がある場合（GI 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ）は原則として登録拒否事由に該当するとされていますが、これは既登録商標の効力を不当に制限しないように調整しているためです。そのため、ここでいう「類似」とは、商標側から見た「類似」を指し、申請された産品の名称について既登録商標の効力（禁止権）が及ぶか否かを判断すること、つまり、既登録商標権者が申請農林水産物等の名称と同一・類似の文字部分について他人の使用を排除する権利を有しているか否かを基準に審査されます。

商標制度における商標の類否の判断は、商標全体を観察し比較するのが原則ですが、その構成態様に

応じて構成中の一部分（商標の要部）を比較することも許容されています。したがって、文字と図形からなる結合商標等の場合には、当該商標の構成中の文字部分のみを抽出して比較する場合も多くあります。この場合の判断の材料となるのが、当該文字部分自体が識別力を有するか否かという点です。例えば、製品の一般名称、地名や品種名等については、その語自体で自他商品の識別標識として機能しない語であり、識別力を有しないと判断するのが原則となります。

そのため、申請した製品の名称と同一又は類似の文字を含む商標が登録されている場合、GI 法に基づく審査においては原則として以下のとおり判断されます。

ア 「地名＋製品の一般名称（例：○○みかん（○○は地名））」で構成される地理的表示と、「地名＋製品の一般名称」を含む結合商標は、原則として、非類似と判断されます。

※ 著名商標や地域団体商標を除き、「地名＋製品の一般名称」からなる文字は識別力がないものとして取り扱われるため。

イ 「地名＋製品の一般名称」のみで構成されていない地理的表示（例：○○△△ホタテ。○○は地名。△△は図形や文字）と、それと同一又は類似の文字を含む結合商標については、その構成によっては、類似と判断される可能性があるため、審査の過程において必要に応じ農林水産省から特許庁へ照会がなされます。なお、商標が出願中であって登録されていない場合は、その他の部分についての審査を進めることとしています。

Q62. GI 法に基づき製品が登録された後に、出願し登録となった当該製品の名称と同一又は類似の商標（当該製品の名称を表す文字を含む結合商標等）を使用する場合はどのような扱いになるのでしょうか。

A62. GI 法に基づき登録された後に、出願し登録となった当該登録製品の名称と同一又は類似の商標を使用する場合は、文字のみで構成される商標に限らず、図形等との結合商標であっても、当該商標の使用はGI 製品の名称と同一又は類似の表示であるとしてGI 法による規制の対象となります。これは、文字商標であれ、結合商標であれ、何人もGI 法に基づき登録された製品の名称と同一又は類似の名称を表示してはならないというGI 法第3条第2項第2号及び第3号の反対解釈によるものです。

※ GI 法第3条第2項第2号及び第3号では、

- ・ 不正の目的でなく行われたGI 法に基づく登録の日前の商標出願に係る登録商標が当該商標の権利者により使用される場合（GI 法第3条第2項第2号）
- ・ GI 法に基づく登録の日前から商標法等の規定により商標を使用する権利を有している者が当該権利に係る商標の使用をする場合（GI 法第3条第2項第3号）

を例外的に許容していますが、その反対解釈として登録の日後に商標登録出願された場合等についてはその使用は認められないこととなります。

Q63. GI 法第3条第2項第2号の「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的

をもって当該出願に係る商標の使用をする目的で行われたものを除く」とは、どのような場合でしょうか。

A 63. 例えば、地理的表示の登録が申請されることを知っている者（申請団体の構成員など）が、登録産品としての基準を満たさないものに引き続き名称を使用したいが為に、G I 産品として登録される前に商標出願した場合などが想定されますが、「不正の目的」に当たるかどうかは、個別具体的な事情をもとに判断されることとなります。

Q 64. Q59（3条2項2号に関するもの）のような場合、当該商標登録出願が特許庁により拒絶される可能性はないのでしょうか。

A 64. 出願された商標の登録の可否については、案件ごとに個別具体的な事情も考慮して特許庁により判断されることとなりますが、当該商標がその構成全体として識別力を有しないものである場合又は品質の誤認を生じさせるものである場合（「〇〇（地名）りんご」など）、周知・著名な名称である場合、及び不正の目的を持って出願されたものであると判断される場合等には、当該商標登録出願は拒絶される可能性があります。

Q 65. 申請する名称と同一又は類似する商標について、申請者自らがその商標権者である場合でも商標権者等の承諾を証明する書面（承諾書）の提出は必要でしょうか。

A 65. 不要です。

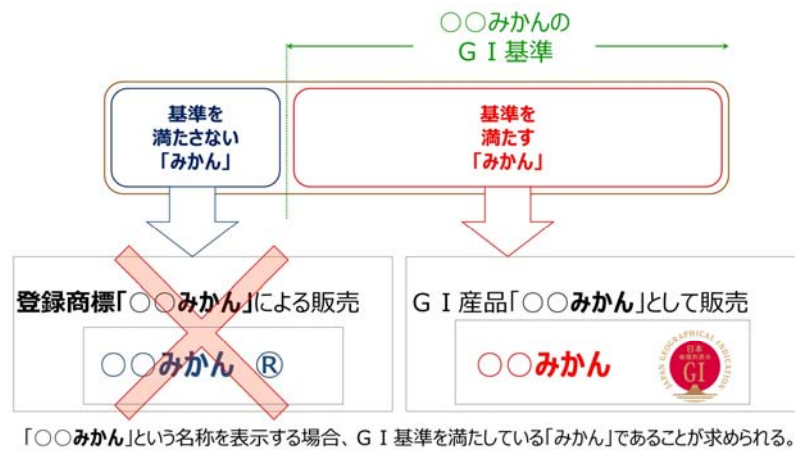
Q 66. 申請しようとしている名称と登録商標に含まれている文字部分等が同一又は類似かどうかの判断のポイントは。

A 66. Q61を参照してください。

Q 67. 地理的表示に係る登録生産者団体の構成員であり、かつ、当該産品の名称と同一又は類似の商標を自ら登録しているため、産品の品質に応じてGI法に基づき登録された産品の名称の表示（地理的表示）と商標権に基づく表示を使い分けたいと考えています。GI法に基づき登録された産品の基準を満たすものには地理的表示とGIマークを使用し、基準を満たさないものには商標を使用するという使い分けをすることはできますか。

A 67. 両者をそのように使い分けることはできません。

自らが生産者団体の構成員である場合、生産者団体の定める生産行程管理業務規程に従う必要があります。そのため、生産者団体の構成員自らがGI法による登録を受ける前に出願・登録した登録商標が存在し、かつ、当該商標がGI法に基づき登録された産品の名称と同一又は類似である場合、生産者団体の構成員にGI法に基づき登録された産品の基準を満たさない産品についてそのような商標の使用を認めると、生産者団体は地理的表示及びGIマークを、当該構成員に適切に使用させるという生産行程管理業務を実施できない団体ということになるため、GI法に基づく措置命令等の対象となります。



(11) その他

Q68. 日本のGI制度において登録されたら海外でも保護されるのでしょうか。

A68. 海外でも保護されるためには、我が国と同等のGI制度を有する外国と個別の国際協定等により相互保護を行うことが必要です。

現在、GIの相互保護を行っているのはEUのみですが、その他の国々ともGIの相互保護に向けた取組を進めていきたいと考えています。

Q69. 海外から地理的表示が使用された模倣品（登録基準を満たさない農林水産物等）が輸入された場合は、取締りの対象となりますか。

A69. 取締りの対象となります。我が国のGI法に基づき登録又は指定された製品の基準を満たすもの以外に地理的表示を使用することは規制の対象となります。